松江市告示第461号

松江市中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成17年松江市告示第183号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月17日

松江市長　松　浦　正　敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条　この要綱は、中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、農用地の持つ多面的機能を確保するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「多面法」という。）、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知。以下「要領の運用」という。）に基づき、予算の範囲内において松江市中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条　市の交付する中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）については、松江市補助金等交付規則（平成17年3月31日、松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付対象者） 第2条　交付金の交付の対象者は、次に掲げるものとする。 (1)　実施要領第6の2の(1)の集落協定（以下「集落協定」という。）に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（農業者、地方公共団体が出資する法人、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等をいう。） (2)　実施要領第6の2の(2)の個別協定（以下「個別協定」という。）に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者等（認定農業者、認定新規就農者（これに準ずる者として市長が認定した者を含む。）、地方公共団体が出資する法人、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等をいう。以下同じ。		（交付対象及び交付率） 第2条　交付金の名称、目的、経費の内容、農用地の区分及び交付率は別表1のとおりとし、予算の範囲内において、集落協定の代表者又は個別協定者（以下「事業者」という。）に交付金を交付するものとする。 2　事業に係る実施要件は、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改Ｂ第38号）によるほか、農林水産省構造改善局長通知による実施要領の運用等の規定によるものとする。
（交付金の額） 第3条　交付金の額は、実施要領第6の3に定める交付単価に、対象農用地の面積を乗じて得た額の合計額とする。		

（交付申請） 第4条　交付金の交付を受けようとする者は、松江市中山間地域等直接支払交付金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。 （交付決定） 第5条　市長は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、交付金の交付の決定をし、松江市中山間地域等直接支払交付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。	（交付申請） 第3条　事業者が、市に提出する申請書の様式は別紙様式第1号のとおりとし、提出期限は市長が毎年度別に定めるものとする。
（変更承認申請） 第6条　交付金の交付の決定を受けた者（以下「交付事業者」という。）は、当該決定を受けた内容を変更しようとするとき　は、松江市中山間地域等直接支払交付金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。 2　市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、松江市中山間地域等直接支払交付金変更交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。 （着手届及び完了届） 第7条　規則第11条の規定による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。	（変更承認申請） 第4条　事業者が交付決定の　　内容を変更しようとする場合には、別紙様式第2号により速やかに　　提出しなければならない。
（遂行状況報告） 第8条　市長は、必要に応じて交付事業者から、事業遂行状況の報告を求めることができる。 （　　実績報告　） （交付事業者の実績報告書） 第9条　市長は、交付事業者が、交付金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間、毎年度、当該交付事業者の事業の実績を報告することを求めることができる。	（遂行状況報告） 第5条　市長は、必要に応じて　　事業者から、事業遂行状況の報告を求めることができる。 （事業実績報告書） 第6条　市長は、事業者が、交付金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間、毎年度、当該事業者の事業の実績を報告することを求めることができる。

第9条　交付事業者は、事業が完了したときは、速やかに松江市中山間地域等直接支払交付金実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。 (書類の提出部数) 第10条　略 (交付金の返還) 第11条　市長は、交付事業者が実施要領第6の4の(1)に定める返還事由に該当した場合は、要領の運用第9の2に定める基準に従い、交付金の返還を求めることができる。 (終期) 第12条　交付金の終期は、令和3年3月31日とする。 (その他) 第13条　この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附　則 1・2　略 (令和2年度における交付金の交付の特例) 3　令和元年度に集落協定の認定を受けていた集落又は個別協定の認定を受けていた認定農業者等が、令和2年度において事業計画(多面法第7条に規定する事業計画をいう。次項において同じ。)認定前の交付金の交付(次項及び附則第5項において「早期交付」という。)を希望するときは、松江市中山間地域等直接支払交付金早期交付申請書を市長に提出しなければならない。 4　市長は、前項の規定による申請が適当であると認めたときは、早期交付の決定を	第6条　事業者は、事業が完了したときは速やかに、別紙様式第3号により事業実績報告書を市長に提出しなければならない。 (書類の提出部数) 第7条　略 附　則 1・2　略

し、松江市中山間地域等直接支払交付金早期交付申請承認書により当該申請者に通知するものとする。 5　前2項の規定による早期交付の申請の取扱いについては、要領の運用第19に定めるところによる。	

附　則

この告示は、令和２年７月 17 日から施行し、改正後の松江市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の規定は、令和２年５月１日から適用する。